

法人税率が変わります。

中小法人については、下記の通りです。



### 法人税率の引き下げ

中小法人	改正前	改正後
所得金額の内 年800万円以下の分	18%	15%
所得金額の内 年800万円超の分	30%	25.50%

『中小法人』とは、期末資本金の額が1億円以下の普通法人をいいます。  
大法人による完全支配関係にある法人などは、除きます。

『改正前』とは、平成24年4月1日以降に終了する事業年度をいいます。  
平成24年4月1日前に開始し、かつ、同日以後に終了する事業年度を  
含みます。  
例えば、12月決算の場合は、開始は、4月1日前で、終了は、同日以後ですので、  
平成24年12月決算は、改正前の税率になります。  
『改正後』とは、平成24年4月1日以後に開始する事業年度に適用されます。

### 復興特別法人税が課せられます。

各事業年度の基準法人税額に**10%**の復興法人特別税が課せられます。  
平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に開始する事業年度です。  
3年間です。

上記の税率の引き下げは、復興特別法人税に絡んで、下記のようになります。

中小法人	改正前	改正後	
所得金額の内 年800万円以下の分	18%	16.5%	15%の110%
所得金額の内 年800万円超の分	30%	28.05%	25.5%の110%